

名古屋市告示第488号

町の区域の設定及び変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市中川区の別図第1の区域において、令和6年11月23日から、次のとおり町の区域の設定及び変更をすることとしたので、同条第2項の規定により告示します。

令和6年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 区域を設定する町の名称及びその区域

(1) 名称

あかほしいちちょうめ あかほしにちょうめ あかほしさんちょうめ せんのもんじいちちょうめ せんのもんじにちょうめ
赤星一丁目、赤星二丁目、赤星三丁目、千音寺一丁目、千音寺二丁目、
せんのもんじさんちょうめ せんのもんじよんちょうめ せんのもんじごちょうめ
千音寺三丁目、千音寺四丁目及び千音寺五丁目

(2) 区域

別図第2のとおり

2 区域を変更する町の名称及びその区域

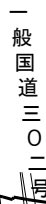
(1) 名称

七反田町

(2) 区域

別図第2のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課



凡	例
実 施 区 域	————
市 界	—◁・▷—
町 界	— - —
大 字 界	— — —
字 界	- - - - -
区、町、字名	太 字
施 設 名 称	細 字

別図第2



1:6,000

0 100 200 300 400 500 メートル

凡 例	
実施区域	——
市 界	—<•>—
町 界	——
区、町名	太 字
施設名称	細 字